

2014年2月3日

第一生命保険株式会社

企業年金新商品「特別勘定 第2総合口」の発売について 高度なリスク分散により、安定収益を確保するニーズへの対応を実現

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎)は、企業年金の安定的かつ効率的な資産運用ニーズにお応えするために、2014年4月1日より企業年金の新商品として「特別勘定 第2総合口(高度リスク分散・安定型)」(注1)を発売します。

この新商品は中長期的に年率3%程度の収益確保を目指す「次世代型バランスファンド」であり、様々な市場環境変化に対応可能な「全天候型」の運用を行います。

大きな特徴は業界で初めて(注2)、国内外の債券・国内外の株式に加え、新興国債券・新興国株式・国内 REIT・海外 REIT からなる8資産への分散投資、定量判断(クオンツモデル(注3))にもとづく徹底的なリスク分散を行い、株価急落や金利急上昇といった相場の急変にも対応する商品特性です。

リーマンショック以降、金融市場の不確実性が高まっており、企業年金の資産運用においても相場の急変への機動的な対応が求められています。また、退職給付会計の基準改正(注4)などをきっかけに、運用成果の下振れ抑制や安定的な収益確保へのニーズも高まりつつあります。

このようなお客さまのニーズに、「徹底的なリスク分散」、「相場急落時の損失抑制」、「インカム収益重視」という3本の運用戦略の柱でリスクを抑制しつつ、安定的な収益確保を目指す新商品を提供することでお客さまのニーズにお応えします。

当社は、「お客さま第一主義 一生涯のパートナー」という変わらぬ経営理念のもと、今後もお客さまの多様なニーズにお応えする魅力的な商品のご提供に努め、お客さまお一人おひとりの安心で健康な人生をサポートしていくとともに、さらなる飛躍への挑戦を続け、持続的な成長の実現を目指します。

注1 総合口とは、国内外の有価証券を中心に、複数の資産に投資する口(バランスファンド)をいいます。

注2 8資産への分散投資とともに、定量判断にもとづくリスク分散を行い、相場急変時への対応も付加した機能を持つ企業保険商品として、生命保険協会加盟の生命保険会社において業界初。(当社調べ、2014年1月28日現在)

注3 クオンツモデルとは、金融市場や経済指標などの大量のデータを数理的に分析して作られたモデルをいいます。

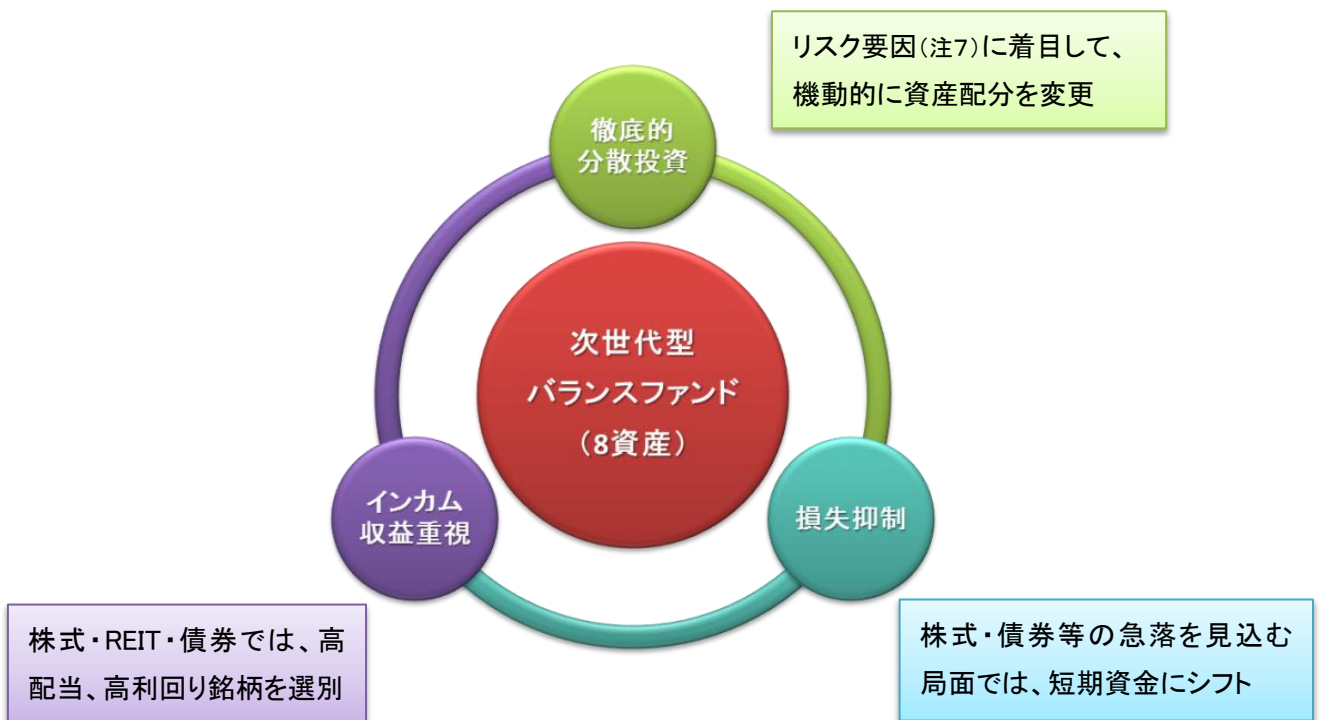
注4 退職給付会計の基準改正とは、これまで遅延認識が認められていた数理計算上の差異の即時認識が求められるなどの改正をいいます。

第2総合口(高度リスク分散・安定型)の特徴

8資産(注5)を投資対象とした「次世代型バランスファンド」

業界初!

- 中長期的に年3%の“**安定的なプラス収益の確保**”を目指します
- 概ね“**国内債券と同程度のリスク量(3~4%)**”を前提に収益性向上を目指します
- 定量分析に基づく“**動的資産配分(注6)**”により、運用環境に応じた資産配分を行います



様々な市場環境変化に対応した「全天候型」の運用

業界初!

- リスク要因に着目し、“**リスク要因に偏りのない**”ポートフォリオを構築し、定量分析に基づく“**相場見通しに依存しない**”運用を行います
- “**金利急上昇や株価急落といった短期的な課題**”にも対応して安定収益追求を図ります

注5 国内債券・外国債券・国内株式・外国株式・新興国債券・新興国株式・国内 REIT・海外 REIT の8資産です。

注6 動的資産配分とは、機動的に資産配分を変更するバランス型運用の総称です。

注7 経済指標や金融政策のように、各資産にまたがって存在する価格変動をもたらす共通の要因のことです。

※ 上記は市場環境の動向等により、今後変更することがあります。

特別勘定特約の特徴

- ・特別勘定特約を付加した契約は、保険業法第300条の2に定める「特定保険契約」に該当します。
- ・特別勘定における資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。
- ・特別勘定での運用は、ご契約者が特別勘定の特徴を十分理解したうえで、ご契約者の判断と責任において行っていただく必要があります。
- ・確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険(Ⅱ)の一般勘定(主契約)の責任準備金(保険料積立金)を財源とした特別勘定への資金振替を行う場合には、資金振替に伴う一般勘定の責任準備金の減少額に対し、一律3%※の振替調整金を一般勘定より徴収させていただきます(保険料入金・受託金融機関間の移受管において一般勘定を経由して当社所定の日に特別勘定へ振替られる場合を除きます)。

※3%は2014年1月時点の水準です。今後、著しい経済変動等が起こった場合、主務官庁に届け出たうえで変更することがあります。

特別勘定特約のお申し込みの際に

- ・特別勘定特約の申し込みを行うに際しては「ご契約のしおり(契約締結前交付書面)」に記載されている商品の仕組み・特徴・ご契約者の負うリスク等、保険契約者として理解しておくべき内容について説明を受け、その内容について十分ご確認いただき、ご不明な点等は、必ず当社担当者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

損失発生リスクとその発生理由

- ・特別勘定特約は、一般勘定(主契約)の責任準備金(保険料積立金)の一部を特別勘定で運用し、この運用実績を直接、責任準備金(保険料積立金)に反映させる仕組みの商品です。
- ・特別勘定は、国内外の公社債、株式等を運用対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価値の下落」等といった投資対象資産の価格下落リスクは責任準備金(保険料積立金)の下落要因となります。資産運用の結果は、その損失も含めてご契約者に帰属します。
- ・経済情勢や運用成果のいかんにより高い収益を期待できる反面、元本(特別勘定に投入された保険料の合計額)の保証はなく、運用実績が元本を下回ることがあり、損失を生じる可能性があります。

責任準備金等の削減について

- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減など、ご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。
- ・生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 電話03(3286)2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

特別勘定資産保全措置について

- ・特別勘定特約を付加した団体年金保険契約は、保険業法第118条第1項に定める運用実績連動型保険契約に該当します。この保険契約の特別勘定にかかる部分については、生命保険会社破綻時の更生手続きにおいて責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは個別の更生手続きの中で確定することになります)。また、この保険契約の特別勘定にかかる部分については、生命保険契約者保護機構の補償対象契約からは除外されます。

契約内容の一部変更について

- ・生命保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際に予見しえない事情の変更または確定給付企業年金法もしくは同法に基づく命令の改正または厚生年金保険法および同法に基づく命令の改正により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨を通知します。

保険契約の締結と生命保険募集人の権限

- ・当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して、当社が承諾したときに有効に成立します。

共同取扱契約について

- ・複数の生命保険会社による共同取扱契約の場合、当社は、当社の受託した積立金額に対して保険契約上の権利を有し義務を負い、他の受託生命保険会社と連帯することはありません。

当資料に関する留意事項

- ・当資料に記載の年金制度、会計のお取り扱い等の情報については、特に断りのない限り、2014年1月時点の法令等に基づいたものであり、将来的に変更されることがあります。
- ・当資料に関する権利は当社に帰属し、当資料の一部または全部の無断複写・複製、第三者への開示を禁じます。
- ・当資料は制度運営ご担当者さま向けに作成されたものであり、一般従業員さま(団体構成員さま)へのご提示を目的としたものではありません。
- ・当資料は当該商品の運用スタイル・運用手法に関するご説明を目的としたものです。

手数料等

- ・特別勘定特約に関する手数料(付加保険料)は、当社が引受けるご契約者の年金資産(責任準備金)のうち特別勘定部分の経過責任準備金を各ランクごとの金額に分け(円貨建株式口は1型・2型を通算)、それぞれに所定の手数料の率を乗じて得た金額の合計額を毎年ご負担いただきます。以下の手数料率表については、経過責任準備金ランクの上限および下限のみ記載しております。
- ・手数料表において、経過責任準備金は保険契約ごとに下表のとおりとなります。

商品	経過責任準備金
確定給付企業年金保険特別勘定特約	特別勘定運用部分(各口)の月始時価平均残高
厚生年金基金保険特別勘定特約	特別勘定運用部分(各口)の月央時価平均残高
厚生年金基金保険(Ⅱ)特別勘定特約	

手数料率表

●確定給付企業年金保険 ●厚生年金基金保険(Ⅱ)	総合口	第2 総合口	円貨建 公社債口	円貨建 株式口 1・2型	円貨建 株式口 パッシブ型	外貨建 公社債口	外貨建公 社債口為 替ヘッジ型	外貨建 株式口	外貨建 株式口 パッシブ型	外貨建 株式口 新興国型	短期 資金口
手数料上限 (1,000万円以下の部分)	0.600%	0.600%	0.450%	0.700%	0.400%	0.750%	0.750%	0.800%	0.500%	0.800%	0.050%
手数料下限 (500億円超の部分)	0.220%	0.220%	0.155%	0.230%	0.110%	0.230%	0.230%	0.240%	0.210%	0.240%	0.050%

●厚生年金基金保険	総合口	第2 総合口	円貨建 公社債口	円貨建 株式口 1・2型	円貨建 株式口 パッシブ型	外貨建 公社債口	外貨建公 社債口為 替ヘッジ型	外貨建 株式口	外貨建 株式口 パッシブ型	外貨建 株式口 新興国型	短期 資金口
手数料上限 (10億円以下の部分)	0.440%	0.440%	0.330%	0.520%	0.400%	0.550%	0.550%	0.600%	0.500%	0.600%	0.050%
手数料下限 (500億円超の部分)	0.220%	0.220%	0.155%	0.230%	0.110%	0.230%	0.230%	0.240%	0.210%	0.240%	0.050%

※ 手数料=各口の(経過責任準備金の各ランクに当たる金額×所定手数料率)の合計

※ 消費税は別途申し受けます。

※ 上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料や、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する諸費用を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示していません。

※ 運用効率の観点等から投資信託による運用を行う場合、投資信託に係る信託報酬を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、信託報酬については投資信託の運用会社や投資対象資産によって手数料率が異なる等の理由から、計算方法を表示していません。

※ 上記の手数料には、一般勘定(主契約)の付加保険料、制度管理等にかかる各種業務委託費、年金数理人費は含まれていません。

・「厚生年金基金保険特別勘定特約」について、1997年3月31日までに特別勘定特約が付加されている契約で、かつ1997年4月1日以降においても総合口(従来の特別勘定特約)のみで運用を行う場合においては、特別勘定特約の1997年3月31日以前の従前の手数料体系が適用されます。ただし、総合口以外での運用を開始した場合は、その時点から総合口部分も含め、前頁の手数料体系が適用されることとなります。

<厚生年金基金保険特別勘定特約の1997年3月31日以前の従前の手数料体系>

特別勘定特約の固有の保険事務費(手数料)は、以下の(1)(2)の合計額となります。

(1)掛金比例部分：当社に払い込まれた主契約協定書に定める基本保険料のうち、特別勘定特約に係る基本保険料に0.5%を乗じて得た額。

(2)年金資産比例部分：生命保険会社全体の経過責任準備金(一般勘定部分は月央元本残高、特別勘定部分は月央時価残高)を所定のランクごとに対応する率(上限：0.370%、下限：0.150%)を乗じた金額の合計額に、生命保険会社全体の経過責任準備金のうち当社の総合口部分の経過責任準備金の割合を乗じて得た額。

※上記には消費税、主契約の固有の保険事務費は含まれていません。

<ご参考>確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(Ⅱ)における一般勘定(主契約)の付加保険料について

(1) 確定給付企業年金保険

確定給付企業年金保険における一般勘定(主契約)に関する手数料(付加保険料)は、次の金額となります。
当社が引受けるご契約者の年金資産(責任準備金)のうち一般勘定部分の経過責任準備金(月始元本平均残高)をランクごとの金額に分け、それぞれに所定の手数料の率(上限：0.575%、下限：0.150%)を乗じて得た金額の合計額。

(2) 厚生年金基金保険

厚生年金基金保険における一般勘定(主契約)の手数料(付加保険料)は、次の①②の合計額となります。
①当社に払い込まれた主契約協定書に定める基本保険料のうち、一般勘定に係る基本保険料に0.5%を乗じて得た額。
②生命保険会社全体※の経過責任準備金に所定のランクごとに対応する率(上限：0.150%、下限：0.100%)を乗じた金額の合計額に、生命保険会社全体の経過責任準備金(月央元本平均残高)のうち当社の一般勘定部分の経過責任準備金(月央元本平均残高)の割合を乗じて得た額。

※生命保険会社において、固有の保険事務費の算出を自社の主契約または特約の残高のみで行っている部分の資産は除きます。

(3) 厚生年金基金保険(Ⅱ)

厚生年金基金保険(Ⅱ)における一般勘定(主契約)に関する手数料(付加保険料)は、次の金額となります。
当社が引受けるご契約者の年金資産(責任準備金)のうち一般勘定部分の経過責任準備金(月央元本平均残高)をランクごとの金額に分け、それぞれに所定の手数料の率(上限：0.575%、下限：0.150%)を乗じて得た金額の合計額。

※消費税は別途申し受けます。

※上記の手数料には、制度管理等にかかる各種業務委託費、年金数理人費は含まれていません。

特別勘定特約 第2総合口の投資対象について

第2総合口では、リスク分散を高度に行うために新興国債券、新興国株式、REIT(不動産投資信託証券)を投資対象とするため私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申し上げます。

当資料は2014年1月時点の確定給付企業年金保険特別勘定特約、厚生年金基金保険および厚生年金基金保険(Ⅱ)の特別勘定特約の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。
ご契約の際には「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。